

2021～24年度 須坂市小規模工事受注希望者登録制度 申請要領

2021年4月1日

須坂市 総務部 財政課

須坂市建設工事入札参加資格審査に申請し難い小規模事業者を対象とした本制度について、2021～24年度の登録申請の受付を行いますので、登録を希望される場合は下記により申請してください。

記

1 本制度で受注できる工事

予定価格が50万円以下の工事（建築物等の修繕含む）のうち、内容が簡易で履行の確保が容易であるもの

2 申請書類受付期間

定期受付：2021年4月9日（金）から2021年4月30日（金）まで

随時受付：2021年6月1日から随時実施

3 登録有効期間

2021年6月1日から2025年5月31日まで（4年間）

※随時受付した事業者の登録有効期間は、登録の翌日から2025年5月31日まで

4 登録要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 須坂市内に主たる事業所を有すること
- (2) 市税について滞納がないこと
- (3) 須坂市建設工事入札参加資格者名簿に登録がないこと
- (4) 受注を希望する工事を履行するために必要な資格・免許等を有すること
- (5) 須坂市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

5 提出書類

(1) 提出書類は次のとおり

- ① 須坂市小規模工事受注希望者登録申請書（様式第1号）
- ② 法人にあつては法人の登記事項証明書の写し、個人にあつては代表者の身分証明書の写し ※身分証明書は本籍地の市区町村で取得できる
- ③ 受注を希望する工事の履行において資格・免許等が必要な場合は、当該資格者証・免許等の写し
- ④ 暴力団員又は暴力団関係者でない旨等の誓約書（様式第2号）

- (2) 提出書類の様式は、財政課窓口及び須坂市ホームページにて配布する。
- (3) 提出書類の様式は、須坂市が指定したものとする。

6 提出方法

- (1) 持参若しくは郵送による提出とする（郵送の場合は申請書類受付期間内必着）。
- (2) すべてをA4版1冊にまとめ、ホチキス綴じとする。
- (3) 受け付けた旨の確認が必要な場合は、申請書の写しを持参する。
- (4) 提出部数は1部とする。

7 提出先（問い合わせ先）

須坂市役所 総務部 財政課 管財契約係（本庁舎2階）

住 所 〒382 - 8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の1

電 話 026 - 245 - 1400（内線 3152、3154）

026 - 248 - 9016（課専用）

F A X 026 - 246 - 0750

E-mail s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp

8 名簿への掲載

提出書類を審査し、登録要件を満たしている場合は「須坂市小規模工事受注希望者名簿」へ掲載する（登録者名簿は2021年6月1日公表予定）。なお、登録にならなかった場合のみ該当事業者へその旨を通知する。

9 その他

- (1) 書類提出後、申請内容の訂正を行う場合は、須坂市役所財政課に連絡の上、すみやかに訂正事項が確認できる書類（訂正箇所を朱書きした申請書類の写し等）を持参する。
- (2) 登録後、申請内容の変更があった場合は「須坂市小規模工事受注希望者登録申請書記載事項変更届（様式第3号）」を提出する。